

第21回 青森県環境審議会

日時：平成26年11月21日（金）

午後1時30分から午後2時

場所：青森国際ホテル2階「春秋の間」

（司会）

本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

ただ今から、青森県環境審議会委員の委嘱状を交付いたします。佐々木副知事が皆様のところへ参り委嘱状を交付いたします。御名前をお呼びしますので、その場で御起立の上、委嘱状をお受け取りください。

鮎川 恵理様。

（佐々木副知事）

委嘱状

鮎川 恵理殿

青森県環境審議会委員を委嘱する

任期 平成26年11月1日から平成28年10月31日まで

平成26年11月1日 青森県知事 三村 申吾

（司会）

石戸 良治様。

大宮 千恵子様。

長利 洋様。

熊谷 浩二様。

齊藤 弘子様。

佐藤 久美子様。

佐藤 巧様。

島口 天。

嶋中 由紀子様。

對馬 和義様。

藤 公晴様。

土岐 泰様。

中田 輝子様。

糠塚 いそし様。
沼田 桃子様。
橋本 礼子様。
長谷河 亜希子様。
畑中 志津子様。
針生 倅吉様。
平井 太郎様。
蛭田 由美様。
前田 愛子様。
溝江 康德様。
村上 秀一様。
山田 兼博様。
山田 昌子様。

ただ今から、第 21 回青森県環境審議会を開催いたします。
開会にあたり、佐々木副知事から御挨拶申し上げます。

(佐々木副知事)

皆様、こんにちは。県の副知事を務めております佐々木でございます。

皆様におかれましては、本日は大変御多忙中にも関わらず御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。皆様には、常日頃から県政全般にわたりまして格別の御理解と御協力を賜り、心から感謝を申し上げます。また、この度は青森県環境審議会の委員就任を快くお引き受けくださりまして、厚く御礼を申し上げます。

さて、本県は 3 方を海に囲まれ、東アジアで最大のブナの原生林を有する世界自然遺産白神山地をはじめ、緑豊かな八甲田山、四季の彩り美しい十和田湖、さらには三陸復興国立公園などの豊かで美しい自然に溢れております。私達は、この豊かな自然から安全・安心で良質な水や食料、そしてエネルギーなどの恵みを楽しむだけでなく、自然との共生を通じて薫り高い地域文化や伝統を培い、育んでまいりました。こうしたかけがえのない財産を守り、次の世代にしっかりと引き継いでいきますことは、現代を生きている私達の大切な使命であると考えております。

一方、近年の人類の営みによって顕在化しつつあります地球温暖化の進行や生物多様性の損失などの地球規模での環境問題に適切に対処し、持続可能な社会を築き上げていくことが喫緊の課題となっております。このため、県では、本県が目指します自然との共生、低炭素、循環による持続可能な地域社会の形成に向けまして、第四次青森県環境計画に基づく施策を積極的に進め、青森県らしさを創る財産であり基盤でもあります本県の環境を県民の皆様と一緒に守り、そして育てていきたいと考えております。

委員の皆様方には、今後2年間、本県の自然環境の保全と快適な生活環境の創造に向けた施策の推進にあたり、環境全般にわたります調査、審議をお願いすることになりますので、忌憚のない御意見、御提言を賜りますよう、よろしくお願い申し上げまして御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

本日は新たな任期での初めての審議会となりますが、委員の皆様の御紹介にあたりましてはお手元の名簿の配付をもって代えさせていただきたいと思っております。

なお、青山委員、岩間委員、進藤委員、杉澤委員、鈴木委員、鳴海委員につきましては、本日、都合により御欠席となっております。

続いて県側の出席者について紹介いたします。

佐々木副知事です。

環境生活部長の林です。

環境政策課長の沼岡です。

自然保護課長の山谷です。

環境政策課課長代理の澤田です。

そして私は、本日の司会を務めさせていただきます環境政策課環境管理グループマネージャーの佐々木でございます。よろしくお願いいたします。

次に本日の会議の成立について御報告申し上げます。

会議の成立は青森県附属機関に関する条例によりまして、委員の半数以上の出席が必要となっております。本日は、この審議会、全委員33名中27名の委員に御出席いただいておりますので、会議が成立していることを御報告申し上げます。

会議に入りますが、審議会の運営につきましては青森県附属機関に関する条例に基づき、会長が議長となって会議を進めることとなっております。また、会長を補佐する副会長をおくこととなっております。

今回は委嘱後、初めての審議会ということですので、会長・副会長を委員の皆様の互選によって選任する必要があります。会長が選任されます間、事務局が暫時、議事を進行してもよろしいでしょうか。

(出席委員)

異義なし。

(司会)

ありがとうございます。異義なしとの御発言がございましたので、議事を進行させていただきます。

それでは会長の選任に入ります。当審議会は青森県附属機関に関する条例第3条の別表2に基づき、会長は委員の互選により決めることになっております。自薦又は他薦、ございましたらお願いいたします。

(佐藤巧委員)

座ったままで失礼します。当審議会は県の環境保全に関する基本的な事項を調査、審議することとなります。そのため、当会を進めるにあたり、会長には環境に関する広い知見を有している方が最もふさわしいと考えます。

また、審議内容も多岐にわたりますので、この会の委員としての経験を有している方が良いのではないかと考えます。

以上の点を考慮して、熊谷委員が適当であり推薦したいと思います。

(出席委員)

拍手

(司会)

拍手をいただきました、ありがとうございます。ただ今、熊谷委員を推薦したいとの御意見がありましたが、他にございますでしょうか。

(他に自薦・他薦なし)

それでは熊谷委員を会長として選任することよろしいでしょうか。

(出席委員)

拍手

(司会)

拍手をいただきました。御異議がないようですので、熊谷委員が会長に選任されました。会長が決定しましたので、これからの進行につきましては熊谷会長にお願いしたいと思います。

熊谷会長、議長席へお移りください、お願いいたします。

(熊谷会長)

それでは一言挨拶を申し上げます。

ただ今、会長に指名されました熊谷浩二と申します。八戸工業大学において地盤環境工

学と、大気から地下水まで、いろいろと取り組んでおります。この審議会では、青森県の環境行政が全国的に見ても前向きな取組をしていると思えるような提案や計画としていくことができると思っておりますので、皆さんの御支援や御助言をお願いしたいと思いません。

それでは議題に入りたいと思います。まず副会長を選出したいと思います。副会長は委員の互選により決めることになっております。自薦・他薦、どなたかございますでしょうか。

お願いいたします。

(嶋中委員)

副会長は、会長を補佐し職務を代理する重要な役職ですので、環境保全に関する化学的な知見を有し、かつ当審議会委員の経験も有している糠塚委員が適任であると思います。

(熊谷会長)

ただ今、糠塚委員を推薦したいとの御意見がありましたが、他にはございますでしょうか。

(出席委員)

異義なし。

(熊谷会長)

異義なしとの御意見がございましたので、副会長は糠塚委員を選任することで決定いたします。

糠塚委員、よろしくお願いいたします。

一言、御挨拶をいただきたいと思います。

(糠塚副会長)

弘前大学理工学研究科の糠塚と申します。

今回、このような大役に御指名いただき、大変緊張しております。役割としては会長を補佐するということですので、しっかり務めたいと思います。よろしくお願いいたします。

(熊谷会長)

ありがとうございました。

それでは、ここで佐々木副知事は公務により退席されるということでございますので、よろしくお願いいたします。

(佐々木副知事)

熊谷会長、そして糠塚副会長をはじめ委員の皆様方、どうぞ、よろしくお願ひいたします。

(熊谷会長)

それでは引き続き会議を進めていきますが、その前に本日の議事録署名者を指名させていただきたいと思ひます。今回は、石戸良治委員と嶋中由紀子委員を指名いたしますので、よろしくお願ひいたします。

では、今回の審議会は委員改選後の初めて会議ということでございますので、県の環境行政の概要と環境審議会の概要について、資料を基に事務局から説明をお願ひいたします。

(林環境生活部長)

改めまして、県の環境生活部長の林でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは青森県の環境行政の概要につきまして、お手元の資料1を御覧いただきたいと思ひます。この資料を用いて御説明させていただきます。

1枚お開きいただきまして、1ページ目でございます。1番として青森県の行政組織図、知事を筆頭とした組織がございます。当部は、右側の総務部、企画政策部、その下の環境生活部という部で仕事をしてございます。そして、この部の中の行政組織図として、2番にお示ししているものでございます。

課の構成といたしましては、左側でございますように県民生活文化課から自然保護課まで、本庁の課といたしましては6つの課で構成してございます。特に、この環境審議会に関わる課といたしましては、太字でお示ししております環境政策課、環境保全課、自然保護課を所管しているところでございます。

そして右側に環境政策課の出先機関といたしまして、青森県環境保健センターがございます。また各地域の地域県民局、東青・中南・三八・下北、この4つの地域県民局の中に環境管理事務所として、青森、弘前、八戸、むつ、4つの環境管理事務所を設けまして各地域の業務を行っているところでございます。

2ページ目をお開きいただきたいと思ひます。部の職員全体の人数をお示ししてございますが、中程でございますように本庁の職員数122名、そして出先機関、環境事務所を含めまして88名、合計210名で仕事をしてございます。

そして環境生活部の所掌事務といたしまして、3ページでございます、部全体の所掌事務といたしましては、3ページの上でございますように(1)～(4)まで、4つの大きな項目の仕事をしてございますが、特に(4)生活環境及び自然環境の保全に関する事項、この仕事がこの環境審議会に関わる事務でございます。

そして5番といたしまして、部の各課の分掌事務を、先ほど申しました6つの課ごとに整理してございます。ここでは、環境審議会に関わる課について若干御説明を申し上げた

いと存じます。

1 ページめくっていただいて 4 ページをお開きいただきたいと思います。4 ページの上の方に○がございまして、環境政策課でございまして、12 項目の事務を分担してございまして、けれども、主なものを申し上げますと、3 番といたしまして地球温暖化対策に関すること、そして 5 番といたしまして公害に係る苦情及び紛争の処理に関すること、そして 7 番でございまして、一般廃棄物対策に係る施策に関すること、そして 12 番でございまして、いわゆるこの審議会も含めてですが、環境審議会及び公害審査会に関すること、こうした業務を環境政策課で執り行っております。

次に環境保全課でございまして、こちらは 9 つの業務を分担してございまして、けれども、主なものといたしましては、1 番、産業廃棄物及び不法投棄対策に関すること、4 番、環境影響評価の審査及び指導に関すること、それから 7 番、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭の規制に関すること、そして 9 番といたしまして、岩手県との県境における不法投棄対策に関すること、こうした業務を主に行っているところでございまして。

そして 1 つ飛んでいただきまして、一番下でございまして、自然保護課の業務でございまして。自然保護課、1～8 までの 8 項目を掲げてございまして、その主なものといたしましては、2 番といたしまして国立公園、国定公園及び県立自然公園に関すること、そして 3 番といたしまして世界自然遺産白神山地に関すること、そして 5 番といたしまして鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関すること、そして 6 番といたしまして温泉に関すること。

こうした各課の業務に基づき事務を進めているところでございまして。

次に 5 ページを御覧いただきたいと思います。5 ページ以降では、今年度、平成 26 年度の当部の予算などをお示ししてございまして。平成 26 年度の当初予算額当部全体の規模といたしましては、78 億 4,165 万ほどの予算となっております。その下に括弧書きで記載しておりますように、昨年度と比較いたしまして当部の予算は、23.7%の減と、昨年度と比較いたしますと 24 億ほどの減額となっております。

この主な要因といたしましては、(3) として増減の主な要因として 8 項目ほど掲げてございまして。特に主な要因といたしましては、④といたしまして、環境保全課の主な業務として申し上げました本県と岩手県との県境不法投棄対策に係る事務が平成 25 年度で、いわゆる不法投棄されたごみの撤去が終了したということを受けまして、昨年度に比べ 22 億 7,000 万ほど予算額が減少しております。こうした事情によりまして、こうした予算額になっているところでございまして。

1 ページおめくりいただきまして、6 ページ以降が先ほど申し上げました当部の予算の主な施策を柱立てごとにお示ししているものでございまして。それぞれの課の主な業務をここに記載してございまして、お時間がございましたら後ほど御覧いただければと考えてございまして。

私からは以上でございまして。

(熊谷会長)

ありがとうございました。

引き続き、環境審議会の概要について、資料2の御説明をお願いいたします。

(沼岡環境政策課長)

環境政策課長の沼岡でございます。よろしくをお願いいたします。座ったまま御説明させていただきたいと思っております。

それでは資料2をお願いいたします。

資料2でございますが、青森県環境審議会の概要でございます。1、設置根拠につきましては、(1)環境基本法第43条第1項及び、(2)自然環境保全法第51条第1項の規定に基づき設置されているところでございます。

また、組織等につきましては、青森県附属機関に関する条例において定められているところでございます。

2、審議事項でございます。(1)環境の保全に関する基本的事項を調査審議すること。具体例はその下に列挙してございます。

続きまして(2)温泉法及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定に基づきその権限に属せられた事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、県における自然環境の保全に関する重要事項を調査審議すること、以上が青森県環境審議会の審議事項でございます。

2ページをおめくりください。3、委員の定数等でございます。委員は、条例に基づきまして①学識経験を有する者、②温泉に関する事業に従事する者で構成し、定数は、35人以内とすることとなっております。

4、温泉部会。条例に基づきまして、この青森県環境審議会に温泉法第32条の規定により温泉に関する知事の処分に関し意見の答申をするため、温泉部会を置くことになってございます。温泉部会に属すべき委員につきましては、会長が指名するものとし、その数は10人以内とすることになってございます。また、温泉部会の議決は、これをもちまして環境審議会の議決となるものでございます。

5、委員の任期等。任期は平成26年11月1日から平成28年10月31日までの2年間となっております。

6、過去における審議会の開催状況でございますが、審議会、部会、それぞれ別紙1、別紙2のとおりとなっております。

7、平成26年度の開催予定でございます。(1)次回、第22回環境審議会でございますが、来年、平成27年2月の中旬以降に開催する予定でございます。諮問等の案件につきましては、諮問4件、報告1件を予定してございます。

(2)温泉部会でございます。第2回温泉部会を、本日、この審議会終了後に、また第3回温泉部会につきましては来年27年2月上旬に開催する予定としてございます。

審議会の概要につきましては以上でございます。

(熊谷会長)

ありがとうございました。

ただ今の御説明は、組織など事務的な部分の御説明でございました。実は、次回、2月の審議会は3時間くらいかかるのではないかという話もございます。初めての方は、毎回1時間弱で終わるとは思わず、案件によって時間が延びることや縮まることがあるということをお理解いただければと思います。

事務的な御説明でしたので、もし、何か御質問などがございましたら、事務局が後で残っておりますので、そちらで聴いていただくということで終わらせていただければと思います。

それでは次に温泉部会の委員を選任したいと思います。温泉部会に属すべき委員については、青森県附属機関に関する条例第12条第2項に基づきまして会長が指名することになっておりますので、皆様のこれまでの実績や役職等を参考に指名させていただきます。

皆様は配付資料の出席者名簿で確認いただければと思います。

まずは3番の温泉事業従事者の石戸委員。

次に8番、薬学分野の齊藤委員。

10番の地質学分野の佐藤巧委員。

11番の地質学分野の島口委員。

14番の観光分野の杉澤委員。

24番、法律分野の長谷河委員。

28番、保養・保健分野の蛭田委員。

31番、医学分野の村上委員。

以上の委員を指名させていただきたいと思います。なお、温泉部会はこの会議終了後、こちらの会場の隣、高砂の間で開催するとのことですので、よろしく願いいたします。

それでは以上で本日の議事は終了ということになります。議事進行に御協力いただき、ありがとうございました。

事務局にお返しいたします。

(司会)

熊谷会長、委員の皆様、本当にありがとうございました。

事務局から2点ほど事務連絡がございます。この後、こちらの会場の隣となります高砂の間で温泉部会を開催いたしますので、温泉部会委員の皆様につきましては会場をお移りいただきたいと思います。

また、次回の審議会、2月の予定となっておりますけれども、後日、皆様の日程を確認させていただきます。

それでは以上をもちまして、第21回青森県環境審議会を閉会いたします。本日は皆様、御出席いただき本当にありがとうございました。